

○静岡県公安委員会公印規則

(昭和 62 年 3 月 26 日静岡県公安委員会規則第 4 号)

改正	昭和 63 年 2 月 18 日県公委規則第 2 号	平成元年 3 月 29 日県公委規則第 4 号	平成 2 年 12 月 27 日県公委規則第 15 号
	平成 4 年 7 月 30 日県公委規則第 10 号	平成 5 年 6 月 24 日県公委規則第 9 号	平成 5 年 7 月 30 日県公委規則第 10 号
	平成 6 年 5 月 10 日県公委規則第 12 号	平成 6 年 10 月 28 日県公委規則第 25 号	平成 8 年 9 月 13 日県公委規則第 12 号
	平成 15 年 3 月 11 日県公委規則第 4 号	平成 17 年 3 月 18 日県公委規則第 8 号	平成 17 年 3 月 25 日県公委規則第 11 号
	平成 17 年 7 月 26 日県公委規則第 26 号	平成 18 年 3 月 31 日県公委規則第 8 号	平成 18 年 6 月 16 日県公委規則第 22 号
	平成 18 年 8 月 25 日県公委規則第 25 号	平成 18 年 9 月 1 日県公委規則第 29 号	平成 19 年 3 月 30 日県公委規則第 4 号
	平成 19 年 5 月 29 日県公委規則第 17 号	平成 19 年 6 月 1 日県公委規則第 18 号	平成 20 年 3 月 19 日県公委規則第 11 号
	平成 20 年 10 月 10 日県公委規則第 25 号	平成 21 年 3 月 19 日県公委規則第 5 号	平成 21 年 12 月 24 日県公委規則第 24 号
	平成 22 年 6 月 10 日県公委規則第 15 号	平成 23 年 3 月 10 日県公委規則第 7 号	平成 23 年 2 月 24 日県公委規則第 3 号
	平成 24 年 3 月 30 日県公委規則第 9 号	平成 25 年 3 月 22 日県公委規則第 6 号	平成 25 年 3 月 29 日県公委規則第 9 号
	平成 26 年 5 月 30 日県公委規則第 9 号	平成 27 年 2 月 20 日県公委規則第 2 号	平成 27 年 3 月 17 日県公委規則第 6 号
	平成 27 年 3 月 20 日県公委規則第 9 号	平成 28 年 10 月 11 日県公委規則第 28 号	平成 28 年 11 月 15 日県公委規則第 31 号
	平成 31 年 3 月 8 日県公委規則第 6 号	令和元年 5 月 17 日県公委規則第 2 号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において公文書に使用する公印（以下「公印」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種別及び制式)

第 2 条 公印の種別及び制式は、別表 1 のとおりとする。

(公印の保管等)

第 3 条 公印の保管責任者及び使用区分は、別表 2 のとおりとする。

(公印の登録)

第4条 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、公印保管台帳（別記様式）を備え、公印の印影を登録しなければならない。

(公印の取扱い等)

第5条 公印の保管責任者は、公印の保管使用等について、部下職員を指揮監督し、公印の適正な取扱いを図らなければならない。

(公印の新調、改刻、廃止)

第6条 保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めるときは、その理由を付して総務課長を経由し、公安委員会に申請しなければならない。

(公印の廃棄)

第7条 総務課長は、改刻、廃止等によって使用しなくなった公印については、登録を取り消すとともに、公印保管台帳に必要な事項を記入し、廃棄処分に付するものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 静岡県公安委員会公印規程（昭和36年静岡県公安委員会規程第2号）は廃止する。

附 則(昭和63年2月18日県公委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月29日県公委規則第4号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年12月27日県公委規則第15号)

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成4年7月30日県公委規則第10号)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成5年6月24日県公委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年7月30日県公委規則第10号)

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則(平成 6 年 5 月 10 日県公委規則第 12 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 10 月 28 日県公委規則第 25 号)
この規則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 9 月 13 日県公委規則第 12 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 11 日県公委規則第 4 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 18 日県公委規則第 8 号)
この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日県公委規則第 11 号)
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 26 日県公委規則第 26 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日県公委規則第 8 号)
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 16 日県公委規則第 22 号)
この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 8 月 25 日県公委規則第 25 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 1 日県公委規則第 29 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日県公委規則第 4 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 29 日県公委規則第 17 号)

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日県公委規則第18号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月19日県公委規則第11号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月10日県公委規則第25号)
この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日県公委規則第5号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日県公委規則第24号)
この規則は、平成22年1月8日から施行する。

附 則(平成22年6月10日県公委規則第15号)
この規則は、平成22年6月18日から施行する。

附 則(平成23年3月10日県公委規則第7号)
この規則は、平成23年3月22日から施行する。

附 則(平成23年2月24日県公委規則第3号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日県公委規則第9号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日県公委規則第6号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日県公委規則第9号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月30日県公委規則第9号)
この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 20 日県公委規則第 2 号)

この規則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 17 日県公委規則第 6 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日県公委規則第 9 号)

この規則は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 11 日県公委規則第 28 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 15 日県公委規則第 31 号)

この規則は、平成 28 年 11 月 15 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 8 日県公委規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 17 日県公委規則第 2 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に静岡県公安委員会公印規程（平成 20 年静岡県公安委員会規程第 3 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき改正前の静岡県公安委員会公印規則別表 2 に規定する 1 号印の使用区分により同条第 1 項の事前押印又は同条第 2 項の印影印刷が行われている用紙のうち、改正後の静岡県公安委員会公印規則別表 2 に規定する 16 号印の使用区分に該当するものは、改正後の同表の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

[別表・別紙略]